

○青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は7件である。審査順序はお手元に配付の審査順序表のとおり、市立病院、こども未来部、健康福祉部、市民部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市立病院所管の議案の審査に入る。

議第76号「平成30年度焼津市病院事業会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 まず、保育所の用地の取得ということなんですけど、これというのは、当初の予定ではなかったということではないですよ。最初からあったけど、用地の買収についての計画がまだ不透明だったもんでということで、今回、少し決まってきたもんで補正ということになったのか。

○河合新病院建設課長 今回の保育所の用地取得に関しましては、当初予算のほうへ計上のほうをさせていただきまして、当初、事業用地としましては6,587万2,000円の予算を計上させていただきました。

それで、用地交渉を進める中で、地権者のほうで一体的に使っている土地がありまして、事業者自体が、今現在事業を行っている土地から移転を考慮しておりまして、当初購入を予定していた土地に加えまして、近隣の土地も一括して買ってもらえないかという相談を今年度に入りまして受けまして、協議の結果、用地補償の考え方に沿いまして、事業を一体で使っているということなものですから、今回あわせて補正をさせていただきまして取得しようとするものでございます。

以上です。

○杉田委員 ということは、今、病院内に保育園だかがありますよね。その人数がふえそうだとんで用地を広くしないと使用できないとか、そういうことじゃないということではないですか。

○河合新病院建設課長 現在の保育所につきましては、現在建っているところが新病院の建設の敷地になるという関係で、先行して解体を行いまして新しい建物を建てようという計画で進めております。そういう関係もありまして、今の保育所の建物が手狭だという理由だけで移転するというものではございません。

○杉田委員 いいです。

○秋山委員 今のことと関連してですが、つまり、追加で本来予定していなかった993平米が広がったというふうに受けとめればいいんですか。

○河合新病院建設課長 当初予定をしていました購入予定地が2,864平米になりますけれども、それにプラスして993平米の土地を購入するというものでございます。

○秋山委員 そうすると、その分、広がった分、設計といいますか、用地の使い方とか、

その辺もまた考慮し直すというか、そういうことになるのでしょうか。

○河合新病院建設課長 保育所の現実的な具体的な設計に関しましては、来年度から設計に入るということになっておりますので、設計ですとか計画の見直しをするということではございません。

それで、今回一括して購入を考えています土地につきましては、当初、購入を予定しようとしていました土地の南側になるんですが、道路を挟んでおりますので敷地としては一体的に使えないということになりますので、そこに建物を建てるということではできないので建物そのものが建つということではないんですが、保育所の利用者の駐車場を中心に、職員駐車場としての活用を考えているというところであります。

○杉田委員 あと、整形外科の高度手術という説明があったんですけど、具体的に説明できる内容ですか。もし、概略でも教えていただければと。

○村田用度施設課長 今年度、整形外科の先生が新たに2名来られました。この先生方、腰椎とか、あるいは頸椎、こちらの専門でのドクターでいらっしゃいまして、それにかかわる材料費が、本年度、データの上からでも、4月から8月までの間でも、対前月比較しまして25%ほど平均で上がっているという状況でございます。やはり、頸椎、腰椎の材料費が高いという状況がございまして、今回そのまま推移しますと、当初予算、恐らく1月ぐらいまでの支払い、2月ごろになるんですけれども、その支払いに支障も来す状況があるものですから、今回、11月補正でお願いしたいというものでございます。

○杉田委員 いいです。

○秋山委員 収益的支出のところ、麻酔の委託が5,779万3,000円ということで補正が出ていて、全身麻酔の手術がふえたということなんですけれども、具体的にどういう手術というのがふえたのか、傾向とか今後の予測のようなものがわかったら教えてください。

○寺田医事課長 ただいまの質疑なんですけど、先ほどお話しした脊椎の手術というものを当然全身麻酔で行います。この手術自体は、ことしの4月から赴任された先生が来て当院で実施するようになった手術で、去年は、同じような手術、何件やっているか調べたところ、年間で6件だったのが、この10月までで53件実施するようになっております。その関係で、当然脊椎の手術に関しましては、麻酔の時間も長くなって件数もその分ふえておりますので、それによりまして麻酔の委託に関しましても、件数、時間ともふえておりますので、増額しなければならなくなったということになります。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第76号「平成30年度焼津市病院事業会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第68号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 たった今説明いただいた34ページのところに、幼稚園職員給与費、異動により1,596万2,000円の減額で、あと、保育職員給与費も異動によりということで2,478万円の減額となっています。それで、これ、結構金額が大きいのですけれども、職員の配置する数も減っているということで、こういう金額の減なんですか。
- 増田保育・幼稚園課長 大きくは、園長とかで退職をした人がいまして、そのかわりに新規採用をしているということで、そこで給与の差が大分あって、給与本体だけでなく、それまで共済の関係であったり、いろんな手当が関係するものですから、1人そういう該当があると、それが何百万円の単位になるということがあります。
- あとは、職員の数として減っているわけじゃないですけれども、1級を取る職員がいたりして、その分減額になっているという影響がございます。
- 以上です。
- 秋山委員 じゃ、次ですけど、24ページの歳出のところで、未熟児養育医療助成費が280万6,000円の増ということで、これは歳入のほうでは70万1,000円の増というのと、これと対応しているものだと思うんですけども、具体的にどれだけふえているのか、あと、未熟児増の背景とか傾向をどんなふうに捉えているのか、わかりましたら教えてください。
- 鈴木子育て支援課長 未熟児養育医療費につきましては、現在19名について助成をさせていただいています。昨日現在、19名に対して助成をしているということになります。
- 歳入につきましては、国のほうが2分の1の助成ということになりますので、そこで支出額との差はあるということになります。
- 秋山委員の言われる、現状どういう状況かということなんですけれども、未熟児に対してどういう状況でというのは把握ができておりません。
- 以上でございます。
- 秋山委員 未熟児が増加傾向というのは、全国的な傾向というのはあるニュースで見たことがあるんですけども、焼津市の状況とか、それに対する対応というのがもしあればと思いついて伺いたかったところではあるんですけども、もしわかれば教えてください。
- 見原こども未来部長 今回の未熟児の現状ですけれども、いわゆる未熟児の医療費については、母子保健法の20条に規定をする、いわゆる出生時の体重が2,000グラム以下で、養育というんでしょうか、医療が必要なお子さんという規定があります。そういう部分の中で、例えば、医者の方が、例えば2,000グラム以下で医療が必要で、例えば保育器を入れたり特別な手当をしなければならぬという判断の中で出てきますので、例えばその子どもが本当に重篤な患者さんという場合もありますし、あくまで医師の見立ての中で行いますので、なかなかそこまでは把握というのはできない現状となります。
- 以上です。
- 秋山委員 少し当初予定よりも受診が増加ということは、傾向として右肩上がりになっているというのはあるのかなというふうには想像。それで、こういう補正が出てきたとは思っているので、私も周辺を調べてみたいと思います。わかりました。
- 村松副委員長 24ページの一番上、認可外保育所施設補助等の補助費のところの、企業

主導型保育所、ここの600万円の減額がありますけれども、当初見込んだ件数と、それと、現在までの実績の件数を教えてください。

○増田保育・幼稚園課長 企業主導型保育事業の備品等購入補助につきましては、補助率4分の3で、1事業者当たり上限200万円という補助金になります。今年度の実績としましては、株式会社権兵衛のたあそびさんというところ、それから、有限会社池ちゃん家のガジュマル保育園という2カ所が開設しまして、そこに対して200万円ずつ交付をしています。2件を合わせて400万円と。当初予算では5件分見込んで1,000万円の予算を組んでおりました。これは、国のほうの児童育成協会の助成の採択を受けないと企業主導型保育事業は開設できないものですから、もう今年度分は締め切ったということで、新たな開設が見込まれないということで減額の補正の予算になっております。

○村松副委員長 わかりました。

それと、次の保育対策総合支援事業費の中のICT化推進事業費、いわゆる小規模保育所等のシステムの導入、これ、何件なんですか。件数を教えてください。

○増田保育・幼稚園課長 保育所等におけるICT化推進事業費につきましては、この補正で対応する分としましては、小規模保育事業所、2園分です。具体的に申し上げますと、保育所きぼう、東こがわ園、焼津こがわ園の2園になります。

今回補正で上げさせていただいたのは、もともと国のほうが平成29年度の繰り越しの予算で対応するもので追加の募集がございました。そこで、保育所とか小規模保育事業所のほうに照会をかけまして、今年度分として対応できるるところということで照会をかけたところ、ICT化については小規模の2園分が手を挙げたということで、それ以外のところは、来年度も同様の補助制度があれば、こちらとしては対応していきたいということで、当初予算の計上をできるように、今、財政のほうと折衝をしているところで

以上です。

○村松副委員長 ありがとうございます。

それと、その下の午睡チェックは、同じような質疑なんですけど。

○増田保育・幼稚園課長 事故防止のほうですけれども、これも同じ国の繰り越し予算に対応するものですが、件数としましては、認可保育所であるゆりかご保育所がまず1園、それから、あと、小規模保育事業所が4園分、合わせて5園分になります。

○村松副委員長 ありがとうございます。

○秋山委員 関連して。今の午睡チェックを5園に、その機器をとっているのですが、午睡チェックって、どういう機械なんでしょうか。

○増田保育・幼稚園課長 いろんな形式があるとは思いますが、その今回導入をしようとしているところについては、1カ所は、午睡ですのでお昼寝ですよ。布団の下にマット、センサーマットとかセンサーがついたマットをひいているケース。もう一つ、小規模保育のほうは、バッジを胸のところに付けるもの。それによって、呼吸を含む体動、体の動きを感知して、動きが例えば20秒ないという状況になると、音と光とといいますかランプでお知らせをして保育士が見にくくと。とまっちゃっているような状態が長く続かないように、そういうのをチェックするという、そういう機能です。

○秋山委員 それは、目的は、やはり事故防止だと思うんですが、あとは、保育士

さんたちの数といいますか、体制が十分でないというか、基準があるのでそれは満たしてはいると思うんですけども、それをサポートするというような、そういう目的もあるということではないですか。

○増田保育・幼稚園課長 もちろん保育士が午睡の間は5分ごとに呼吸の様子とか、そういうのを確認しています。この機器を導入することによって、それを省いてしまうということではなくて、あくまでもそれをサポートする形、二重でチェックをしていくという意味で導入をするというものでございます。

○秋山委員 そうすると、それは、これからも市内の、そういった保育所等に全て整えていこうという、そういうことですか。予定です。

○増田保育・幼稚園課長 公立の園につきましては、もちろん予算を確保しなきゃならないものですから、もう園のほうと話をしながら、そういう二重のチェックができるように整えていきたいとは思ってはいます。

民間のほうについては、やっぱり民間のほうの判断で、これ、補助が出ますけれども、園の事業所の負担もあるものですから園の考え方になると思いますけれども、今、事故防止というのは非常に言われていますので、各園、そういったことについて、いろんな形で対応していこうと考えていると思います。

○杉田委員 歳入のほうの国庫補助、それから県費補助のほうで、子ども・子育て支援交付、この中で、放課後児童クラブでしたっけ、その人数がふえたという説明だったと思うんですけど、その中で、今の児童数というのが、具体的にこの金額からすると何人ぐらいふえているのかということと、あと、学年別で、4年以上も対象になっていますけど、その辺がふえているのか、ふえていないのか、教えていただけますか。

○鈴木子育て支援課長 当初、昨年が放課後、ことしの4月の当初が1,033で、現在、補正当初見込みをさせていただいたときに1,061ということで、その人数をふえるではないかということで見込みをさせていただいて、なおかつ、こちらにつきましては国、県の補助等がございましたので、そちらに報告させていただいた数字にあわせさせていただいて補正をさせていただいているという状況になっております。

以前は小学校3年生までの放課後児童ということで受け入れをさせていただいたんですけども、今は小学6年生までということで、6年生まで入っている、入所されているところもあるんですけども、4年生から6年生の状況というのがふえている状況ということですよ。

4月現在で入所が4年生が108人、5年生が62、6年生が23ということでなっております。それ以降、4年生から6年生がどれだけふえているかというのは把握して……。今データとしては持っておりません。

○杉田委員 それ、何月時点。

○鈴木子育て支援課長 こちらが4月時点ですね。

○杉田委員 ことしの4月時点で。

○鈴木子育て支援課長 4年生が108、5年生が62、6年生が23人ということでなっております。

○杉田委員 わかりました。4年生がかなりふえているな。6年になると、やっぱり行きづらいか何だかよくわかんないけど、そうやって4年から6年まで使えるよとなって

ふえることはいいことだなとは思いますが、地域的な何か傾向というのはありますか。

○鈴木子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、基本的には学区内で、学区の放課後児童クラブに通所していただくというようなものでさせていただいております。

ただし、焼津市におきまして、28支援体という形で1学区にも2カ所とか3カ所とかというところもありますし、全地域を把握して網羅するというのも2カ所、高草と大井川地区に1カ所ずつあります。そういう形でやらせていただいておりますが、先ほど言われた4年生から6年生につきましては、やはり高学年になりますと、クラブ活動とか、あと、習い事とかということで、そういう方々が通所をそちらに行くということで通所をやめられる方もいますし、家庭のいろいろの事情があつて放課後へ通うという方もいらっしゃると思いますので、その詳細については、どういう事情かというのは把握はさせていただいておりますけれども。

○杉田委員 地域的なということは、ないわけですね。

○鈴木子育て支援課長 あと、地域的に多いところが、今現在伸びてきているのが、焼津西小学校区、あと、豊田小学校区。ことし11月で説明会等も終わらせていただいて、まだ今、申し込み申請をしていただいている状況なんですけれども、大富地区等につきましても多い状況が今年度はあるかなと思います。

あと、小川小学校区につきましては、今年度当初、昨年度の末、申し込みをしていただいた後に待機児童が多少出ましたので、急遽4月に小川に1カ所ふやさせていただきました。待機解消というような形で事業をさせていただいております。小川につきましても、今年度それをやらせていただいたものですから、来年度に向けて今回補正でも上げさせていただいているんですけれども、改修工事ということで、1カ所、民間の事業所をお借りさせていただいて事業を実施していくというような形でとらせていただいております。

○杉田委員 今、待機のこと、後で聞こうかなと思ったので、今、待機児童ゼロということでいいんですね。

○鈴木子育て支援課長 当初、今年度につきましては、小川地区につきましては11名の待機というような形であったわけですが、それで4月に急遽解消をさせていただいて、その方々に連絡等をさせていただいたんですけれども、実際、当初入ったのが6名ですね。6名で、あとの方につきましては申し込みがなかったんですけれども、今現在8名の方が入所をさせていただいているという形で。

ただ、実質の保育所というような形で基準がないものですから、本来の潜在的いられる方もいるのかなとは思いますが、実際の待機という形では、申請をしていただいた方が入れなかったという方で待機という形で、今年度、当初が、その11名の方がいらしたということで把握はさせていただいております。

今は、基本的にはゼロという形で考えておりますけれども。

○杉田委員 もう一つ。今の数の中に、ひとり親家庭の補助というものもあるんですけど、今言っていた人数の中にも、その人数が入っているということでよろしいですか。

○鈴木子育て支援課長 ひとり親家庭など子育て世帯の利用料の助成につきましては、今回も上げさせていただいているんですけれども、そのトータルの中には入っております。

○杉田委員 了解。

○村松副委員長 24ページの真ん中の子育て支援施設建設費、ターントクルこども館ですけども、今回8,300万円余の補正がありました。この追加した取得しようとしている面積、それと、地権者の数、それと、最終的にこれを購入した場合のトータル面積を教えてください。

○鈴木子育て支援課長 今回、補正に上げさせていただきましたターントクル建設予定地の隣接地につきましては、地権者1名を予定しております。

面積としましては、もともとの旧福祉事務所のところが1,584平米、小数点以下は省かせていただきますけれども、今回、買収を予定しておるのが203平米で合計1,787平米の総面積になるような形で。もう一カ所の下が隣接地のところに、もう一つ駐車場用地があるんですけども、そちらについては、今現在交渉をさせていただいておるような形で話はさせていただいておる状況でございます。

以上です。

○村松副委員長 わかりました。

○秋山委員 じゃ、ちょっと関連してなんですけれども、そのようにして隣接地は最終的取得をしながら、最終的に目標としている規模とか、それらを取得できたものとしてトータルの整備費ですとか、そういったものは、どのように計算されるのでしょうか。

○鈴木子育て支援課長 現在、用地につきましては、もともと市の土地のところ、プラス、今、用地を取得する面積ということで、1,700強の土地があるんですけども、建設費、あと、中に入れますディスプレイデザインというような形で、今年度、両方二本立てで入札と、あと、プロポーザルをやらせていただきまして、業者を決定させていただいております。来年度の7月までに基本設計、実施設計という形で契約をさせていただいて、そこで、設計の中で積み上げをさせていただきまして、建設費、整備費というような形で、今後、当初予算等に上げさせていただく考えでございます。

以上でございます。

○秋山委員 確認ですが、先ほど、さらに交渉をしたいというところがあるというお話だったので、1,787からさらに広くなるということなんですよ。

○鈴木子育て支援課長 その一部になるのか全体になるのかあれですけども、交渉によっては今の面積を多少多くなるという形で考えております。

以上でございます。

○秋山委員 先ほどの杉田委員の質疑の放課後児童クラブの、ここの2,663万3,000円の増額というところですよ。これは、利用者増等いろいろ何人ということで説明いただいたんですけども、この増額は、ほとんどが、支援員さんといいますか指導員さんといいますか、人件費ということでいいのでしょうか。

○鈴木子育て支援課長 委託料という形になりますので、人件費もそうですし、運営に係るものも入って、国の基準に準じて市のほうで委託料を払わせていただいておりますので、人数が変わることによって増額もしてくるという形で、委託料の増額をさせていただいておるところでございます。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第68号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」中、こども未来部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

議第68号「平成30年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 12ページの産婦健康診査事業費補助金で、歳入で、これで104万1,000円というふうにあるんですけども、交付対象事業の追加によりというふうに御説明いただいたんですけども、どういう事業が対象になったのか教えていただけますか。

○田島健康づくり課長 産後ケア事業なものですから、産前の後のケア事業ということで、相談業務とか、そういったものが対象になっています。

○秋山委員 相談業務ですか。

○田島健康づくり課長 相談だけじゃなくて、今、産後ケアということで、当然、出産なさった後で、その病院とかにかかってドクターと話をしたり相談したりする事業で、あと、宿泊事業も今度関係してくるものですから、そういったいろんなケースがあるんですけども、産後ケアは、今、取り組んでいるところでございます。

これは、県費と国庫負担になりますので。

○秋山委員 それが交付対象になったということですよ。

○田島健康づくり課長 そうですね。

○秋山委員 選ばれたということですね。わかりました。

○杉田委員 やっぱり12ページのところで、歳入で生活扶助費の負担が何かふえたということなんですけど、これは、生活保護の人数がふえたということなのか、もしふえたというなら、何人から何人ぐらいにふえたということを教えてください。

○石川地域福祉課長 生活保護関係の補正予算に係る歳入でございますが、最も大きいものは医療扶助関係で、やはり高齢化に伴うもので、医療費と介護関係の扶助費が大きいもので、金額はかなりのウェイトをそちらのほうでかかっておりますという形です。人数は、お待ちください。済みません。

○杉田委員 結局、高齢者になることによって医療にかかる率がかなり高くなってきているということだと思うんですけど、今、10月からだったっけな、生活保護費の、変わりましたよね、国のほうの関係で。その中で、あのことによってふえる人と減る人もいるというふうには聞いているんですけど、ふえる人が何人ぐらいと、減った人が何人ぐらい、そういうのというのは、わかりますか。

○石川地域福祉課長 まず、最初に人数のことなんですけど、全体で申しわけないんですけど、生活保護で平成29年度の年間の平均で、世帯数で536で、被保険者の人数が717人だったんですけど、今、直近ですけど、10月の速報の数値なんですけど、世帯数が549で被保険者数は752という形の平均の数になっております。

もう一つ、今、杉田委員の生活扶助の関係ですよ、改正の話だと思うんですけど、10月からの改正内容なんですけど、生活扶助で、厚生労働省から定められた数値によりますと、かなり単価が下がるような印象があるんですけど、正直、今、9月と10月の結果を、今、内容を確認したんですけど、1人当たりのかかっている医療扶助費自体の額は減ってはいないものですから、その辺が全体の絡みで、子どもの人数であるとかそういったもので、ふえた方がいたり減った方がいたりという形で、その影響として、トータルとしては、かえて少し扶助費自体はふえているというのが今の現状なんですけど、まだ細かい、じゃ、ふえた人がどれくらいで減った人がどれくらいいて、それが改正による内容なのかどうなのかということまでまだちょっと、済みません、1カ月なものですからデータがまだ整理はされていないんですけど、とにかく、それもうちのほうもかなり注視してはいるんですけど、今のところは、全体的にはそんなに影響は変わりはないという形の状況でございます。

○杉田委員 今、改正によって、私も何人かに聞いた中で、減った人が数人と、ふえた人のほうが自分が聞いた中では、本当に何百円なんですけど、ふえた人が、生活扶助費ね、あくまでも。その生活扶助費の中に、今の医療というのは、生活扶助費の中に入らないですよ。入らないですね。そうすると、生活扶助費だけで、その会社の中で、何百円ふえたからよかったねということにはならないとは思いますが、その減ったという人たちの中から、何かそういう自分たちの生活としてかなり苦しい状態の中で減ったということによって、何か何とかしてくれじゃないけど、そういう何か相談とかそういうのは、ふえていますか。

○石川地域福祉課長 今のところは、そういった相談は受けてございません。

先ほども言いましたように、杉田委員の言うとおりで、計算上、数百円とかというのが想定はできているんですけど、先ほども言いましたとおり、今のところ、そういう大きい影響というのは、近隣市も少し話したんですけど、余り影響額はまだ出ていないような形で伺っております。

今後、またその辺は注視してまいります。

○杉田委員 世帯数が536から549、人数はほとんど変わらないということなんですけど、ずっと前からちょっと心配、この予算の関係とちょっと離れているかもしれない、申しわけないんですけど、この生活保護を担当する職員の数、前もちょっと聞いたことあるんですけど、職員の変更とかそういうことによって担当者が減っているとか、今、何人ぐらいで。そうすると、何人ぐらいでということになると、1人が何世帯を見なきゃいけないのかって、それはまた単純平均ですけど、また見えてくると思うんですけど、そこを教えてくださいませんか。

○石川地域福祉課長 職員数の関係でございますが、決算のときも、確か杉田委員がおっしゃられたと思うんですけど、今現在、ほかの件費の補正が出ているんですけど、先ほど説明したとおり1名増員という形で補正を組んでおりますので、生活保護体制ですけど、7人から8人という形で、今、1人ふえるような体制で組んでおります。

○杉田委員 わかりました。8人にしても1人の負担はかなり多いなと思って。頑張ってくださいしかないかなと思います。

その次に、同じ歳入のところで、生活保護適正実施事業補助金というのがありますけ

ど、これは、あれですか、時々うわさになる不正受給だとか、そういうもののチェックって、そういうことですか。

○石川地域福祉課長 これにつきましては、生活基準の改定に伴うシステム関係の修繕です。今言った委員のおっしゃられたものではございません。

○杉田委員 システムというのは、具体的に。

○石川地域福祉課長 法改正による生活基準単価等の修正とかが内容を変えなきゃならないものですから、ここの生活保護と、あと、障害関係も、法改正によってシステム改修としていたものが、国の補助採択が受けられたということでございます。

○杉田委員 了解です。

○秋山委員 関連しますが、生活保護の捕捉率については、最近余り言われないところもあるかもしれないんですけども、大体どのぐらい捕捉率というふうに捉えていらっしゃるか教えてください。わからなければ、いいです。

○石川地域福祉課長 済みません、捕捉数値は今用意してございませんので。

○秋山委員 わかりました。

では、別のことですね。

歳入と、それから歳出のほうで両方出てきたと思うんですけども、自殺対策の計画を策定するというので、これは、今までになく、新たに自殺対策の計画をつくるという、何らかの法律で市でも計画を策定するよというふうになっているんですか。

○石川地域福祉課長 秋山委員のおっしゃるとおりでございます。国から義務づけで、この市町村もこの計画を策定するという形で、初めて今回、計画を今年度予算で策定を今している最中でございます。補足ではございますが、もうすぐ計画の素案ができ上がり次第、また、皆様のところへ御報告する予定でございます。

以上です。

○秋山委員 そうすると、計画策定のために、ある程度、もう調査というかデータというのは、計画のためのデータというのはいまあると思うんですけども、多分、自殺、焼津市がどうであったというような数値は、把握はしていらっしゃるんですか。

○石川地域福祉課長 先ほどの、もうすぐ素案がお出しできると言った中で、当然、全国、県、市という形の自殺の数の推移というのは挙げるつもりでございます。

実際の総数ですけど、平成29年度の数字で焼津市が12人という数字になっております。

ただ、かなり計画上の対象のなるときと比べると、かなり右肩下がりで、人数は毎年減っているような形でございます。

○秋山委員 了解です。全国的にも自殺が3万人を切ったという、そういう傾向というのはニュースでも流れていたもので、そうかなと思っていますけれども。

じゃ、次に、民生委員に関連してです。

歳入のところ、歳出のところ、両方にかかって御説明があったと思うんですけども、基準の改定によりというふうにおっしゃっていましたが、どういうふうに基準、何の基準が、どのように変わったということなんでしょうか。

○石川地域福祉課長 先ほど12人と申し上げましたけど、10万人当たりの率でございます。焼津市が率が12.03%で、人数は17人に訂正させていただきます。

それで、民生委員の関係なんですけど、この法定基準につきましては、法定における

地区民生委員協議会と、地区民教と言っているんですけど、そこの負担単価がふえております。その1地区に当たり、ふえた金額を、そのままうちのほうから支払いをするという形です。実際には、地区民教は12地区ありまして、1地区ですけど、20万円から23万円という形で、3万円ふえたという形で、掛ける12倍という形の修正でございます。

以上です。

- 杉田委員 16ページのところで、繰入金の中で、介護保険事業特別会計からの繰入金ということで1億6,700万円ということなんですけど、またこれ後で、74号か、こっちのほうでもまた説明がありますか、この件に関連して。
- 山本介護保険課長 一般会計への返還金が、介護保険事業特別会計のところでも説明をいたします。
- 杉田委員 じゃ、そちらでいいです。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第68号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 議第74号「平成30年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 先ほど聞いた件ですけど、今の103ページのところに、一般会計繰出金、この金額、当然同じなわけなんですけど、これは、今年度、一般会計から繰り出していたんですけど、それを、余ったもので、使わなかったもので戻すよという、そういうことでいいですか。
- 山本介護保険課長 御説明のとおり、平成29年度決算で確定したものですから、一般会計から繰り入れたものの余った分というんですか、使わなかった分を返還という形になります。
- 杉田委員 じゃ、次に、同じページのところで、基金のところで、保険給付費支給支払準備基金というところで3億2,100万円が今度基金のほうにまた積み立てられるということですけど、これが積み立てられることによって、最終的には、今年度の最後には、どのくらいの基金になる予定ですか。
- 山本介護保険課長 平成30年度の当初の基金残高が5億8,842万3,842円ございます。今回に積み増す金額が3億2,189万4,000円。合計いたしますと、合計で9億1,000万円余となるわけなんですけれども、実際に基金の残高は、この年度末でこのくらいの見込みになるんですけれども、第7期の介護保険事業計画、今の事業計画なんですけれども、この計画を策定するに当たりまして、今年度、今期計画中、3年間の間に5億8,000万円を取り崩す予定でありますので、来年度以降、この9億円がそのまま残るかといいますと、今後取り崩しを予定しているということになりますので、基金の実際の残高というのは少なくなっていくと見込まれます。

○杉田委員 今、そのことを聞きたかったんですけど、第7次という形で平成29年度が終わって、今後、この第8次の計画の中で、平成30年度、平成31年度、平成32年度という形で、一部にもこのくらい保険料がかかるよということがありますが、今、昨年度決算で5億8,000万円あって、今度また3億幾らになって、9億1,000万円近くの基金があって、それも第8期のあれで取り崩していくよと言いながら、また、ずっと毎年そうだったように私は記憶するんだけど、年度の最後になると、やっぱりこれだけ余ったと、それをやると、どんどんどんどん何か多くなってきていますよね、この基金というのは。その金額、これだけ本当にずっと用意していかなければならないことなのか、どういうふうに予想しているんですかね。

○山本介護保険課長 一応、基金につきましては、介護保険は3年間の計画期間がありまして、その期間を通じて一定の保険料を取ることになります。それで、介護給付費というのは、やはり最初の年度よりも次年度、翌年度のほうが給付費が増額、ふえていくということが想定されていますので、この剰余金なんかを管理するために、この基金というのがあるんですけれども、介護給付費が見込みを下回る場合なんかは、その基金を充てて補填をする。かえって、介護給付費が想定以上にふえてしまった場合は、その積み立てた分から取り崩して使っていくという形をとっております。

給付費のほうは、計画をつくるときに不足はしないように見積もってはいるんですけれども、やはり不測の事態に備える意味で、基金はある程度持っていたほうがいいという考えもあるわけです。

今回、第6期の事業計画が終わった時点で5億8,000万円という積立金が確定していましたので、今の7期の計画をつくるときに、介護保険料の上昇を抑制するという意味で、この基金を使わせていただいて、今期の保険料のほうに充てるという形で計画をしました。

たまたま今度決算で確定したときに、約3億円余の積立金ができるという状況になったんですけれども、ある程度、基金は持っていたほうが安心というところがあります。

ただ、やはり、基金のほうがだんだん積み上がってききましたら、次期の計画の給付費と保険料の兼ね合いを見まして、やはり取り崩しをするということも1つの方法となってくるので、それは次期計画を考えるとときに基金残高を見ながら考えていくことになるかと思えます。

以上になります。

○杉田委員 もしものときに、不測の事態が起こったときに、それを使うという、その対策のために基金をつくっていくということを全部反対するというじゃないんだけど、これだけの基金への繰り入れが予想されるということは、介護保険、1号、2号で、今、全部で何人ぐらいいるのかわからないですけど、給付費なんかが今回の3年計画の中でも徐々に伸びてきてはいるんじゃないかなとは思いますが。その中で、国のほうの施策の中で、介護保険はどんどん高くなっていくけど、その中で、介護サービスは受けられる内容は、どんどんどんどん減ってきている。そういうのが、今、私たちもアンケートをやっているところなんだけど、その中で、そういう声がたくさん出てきたんですよ。だから、結局、保険税は払っても、自分たちが受けられるサービスがどんどん低下されてくるという、そういう抑制の何か施策の中で、これは税金だけ上がってくると

というような感じがして、税金だけあって介護なしというのは、介護サービスがなしとは言わないけど、すごく介護度が3以上じゃなければ特養に入れないだとか、あるいは、介護度2以下だと、あるいは要支援だと、今まで受けられていたサービスなんかも受けられなくなってくるだとか、いろんなそういう生の声を聞いてくる中で、介護保険料そのものが高過ぎたという、そういうことって感じませんか、これだけの金額を積み立てられることについて。これだけ余っちゃったという、余っちゃったという言い方はしないかと思うんだけど、これだけ基金に積み立てる金額が出た、3億円近い金額が出て、来年度、これだけ、9億円近いのが予想されるという中で、やっぱりこれは、今年度のこの決算の中で見えてきたものというのは、介護保険料というのは、やっぱり少し取り過ぎたのかなということでもいいですか。

- 山本介護保険課長 介護保険料の決定につきましては、介護のサービスの供給量、それから、受給者の状況等で3年間推計しながらつくっております。その事業計画ごと検証もしますし、次期のにつきましても、いろいろな情報を用いながら精査して確定をしていますので、基本的には、その時点では取り過ぎているというふうな、取り過ぎているような保険料はつくっていないと自負はしております。

それで、介護保険のサービスが低下しているのではないかという御意見がありましたけれども、基本的には施設サービス、それから、在宅サービスのほうは整備をしております、施設につきましても、第6期で整備をした。そして、国の方針が、なるべく在宅で支援していこうねという方針もありますので、要支援1とか要支援2の方がサービスを受けられなくなってしまったよとおっしゃいましたけれども、総合事業のほう等にシフトをしていただいて、相当サービスが受けられるような制度はつくっておりますので、サービス基盤につきましては、低下はしていないと考えております。

以上です。

- 杉田委員 ということは、今まで受けられていたサービスが、そのままシフトをして、ほかの体制で受けられるようになった。今まで受けていた、例えば、要支援の人たちが受けていたサービスというのは、基本的には、全部体制、支援する体制は変わったけど、受けられるということでもいいの。同じことが同じ料金で受けられる、あるいは、時間帯。今、時間帯のことも言われた。こうやって要支援の人で来たら、援助に来てくれた人はいいんだけど、残念だけど、今まであれで買い物とか行けたよ、こういう掃除ができたよ。でも、今後は、これはできませんとか、そういうふうに、そういう声 came んだけど、それはどうなの。

- 落合地域包括ケア推進課長 要支援の方については、平成29年度から、給付から総合事業のほうに移りました。移りましたが、介護予防生活支援サービス費の中には、内容は同じ、ただ、給付事業から総合事業に移ったということでございます。同じ方が受けられなくなったというのは、当然その方の状態によってケアプラン、またはマネジメントがされるわけですから、同じ状態で、自立、重症化予防をするために何が必要かというのは、その方によって、そのときの時点によって違うということがございます。ですから、一概に同じサービスが使えるかということではないんですけれども、同じ状態であれば同じサービスが現段階でも受けられるということでございます。

- 杉田委員 名前が書いていないもんでわからない人もいるんだけど、そのアンケートの

中で、今、実態はこうですよと言ってきた人の中に、今の自分の状態というのは全然変わっていないと思っていると。チェックというか調査に来ますよね。その方がちょこちょこっと、1時間話すんだか30分だかわかんないけど、その話す中で、こういう今まで受けられた支援が受けられなくなったというような、そういう旨の書き方なんですよ。だから、そうすると、チェックする人、そういう人たちの問題にも関係してくるのか、人数が少ないもので、それがなおざりになるということはないと思うけど、実態としては、そういう感じを持っている方が結構いるんじゃないかなというふうに思います。だから、そういうところが、じゃ、こういうふうになりますよ、ああいうふうになりますよという、そういう要支援の人、あるいは介護1、2の人たちに対して、今後こういうふうになります、ああいうふうになりますよという、そういう説明というのが、丁寧な説明というのは、ちゃんとできていたんですかね。

- 落合地域包括ケア推進課長 要支援1の方に限らせていただきますが、もともと要支援1の方については、地域包括ケアのケアマネさんたちが、そういったプランを作成しております。

当然、プランを作成するときには、本人から本人の希望をまず第一に優先します。

ただ、その方については、まだ重病化防止になるということがあれば、こういったメニューもありますよというのをちゃんと説明しなくちゃならない。そういった決まりになっています。ですから、当然、そういった説明をした上でサービスのほうは選択をしていただいている体制になっているということでございます。

- 松本委員 今、杉田委員からいろいろお話しあったのにちょっと絡むかなと思って、ちょっと的外れかもしれないですが、介護施設を建設するというので、今年度、身近なことで言うと、浜当目に施設ができました。もう一つ施設ができるようになっているんだね、あそこ。

それから、大富のほうも、ちょっとおくられているでしょう。そういうのというのは、3年計画と言っていました。そういう中で、計画している中で、予定した年度内にできないということによって、この介護保険料に絡んでくる。今、取り過ぎと言ったけれども、施設を利用する人がふえるだろうということで介護保険を見越して上げたというのか、そういうような予算組みに絡んでくるんじゃないかと思うんですよ、私。そうすると、今、市のほうとして、施設を建設してくださいというんだから、してもいいですよって許可を与えたのか、そういう人たちが、おくられていることについて、もし、そういう介護保険に絡んできていたんなら、何か規制して年度内にやらなくちゃだめよとか、そういうのというのは、ないんですか。

- 山本介護保険課長 施設整備につきましては、おっしゃるとおり、特別養護老人ホームのほうは少し期間中に完成ができませんでしたので、ちょっとずれ込みましたが、今回オープンします。

基本的に、施設につきましては、そうやったようにおくらげが出ているようなものにつきましては、わかっているものにつきましては、介護保険のほうのサービス、給付費のほうには反映しないと言ったらおかしいんですけども、基本的には完成をする期間を見越して給付費のほうは今回見込んでおります。やはり、ひとつ特定施設というものが整備がおくらせておりますので、こちらのほうは期間内にももう全然できていませんので、

事業者さんのほうと調整をしながら計画どおりの、計画等はおくれていますけれども、建設のほうを促しております。

以上です。

○松本委員 この施設は、今、お話を聞いていて、そういうことで施設を利用する予定の人がこれぐらいいますよと。だから、介護保険料をこれぐらい見越しておかないとまずいよという予算取り。しかし、それがそうでなかったために、今言う不用額というのが、繰り越し金額がふえたよというのと連動していませんかというのを私は聞いている。

○山本介護保険課長 委員のおっしゃるとおりで、第6期は基本的には施設を全て整備したというところで、保険料のほう、給付費を算定しておりますので、施設が完成したものとということを見越して保険料のほうを設定しました。

ですので、施設が期日どおりできないと、予定していたサービス費は使われないことになってしまいますので、やはりそこでちょっと余剰が出てしまいまして、少し基金に積み増す金額のほうに反映してしまったということは、実際そのとおりでございます。

○松本委員 だから、そういうことで言うと、要は、焼津市としては何年までにつくってもらいたい、あるいは今年度中につくってもらいたいよということで施設のほうの建設を許可するというのか、いいよということ言ったわけだね。それでもって、その予定でもって、こちらのほうで支払いをいろいろ考えているわけだ。それがおくれちゃっていると、今みたいな話が出てきちゃうだよ。だから、そういうように建設がおくれている人に対して、言い方、下品な言葉になるけど、けつをたたくとか、早くやれとか、うちのほうもこうだよというようなことを指導するというのか、そういうのをしていかないと、やろうとしている人たちは、いろんな事情があつて、おくれしているかもしれない。だけど、役所としては、役所というか市の担当のほうとしては必要だから、それが建ってもらいたいということ言っているのだから、そこらのギャップが出ちゃってはまずいと思うんだよな。民間のほうだから、私ら、例えばわからないけれども、資金不足で今じゃ建てられないから半年も延ばそうとか、あるいは1年も延ばそうと言ったら、1年延ばしたら、決算でこういうことになっちゃうだ。そこらをもうちょっと厳しく指導したほうがいいんじゃないかなって、そんなふうに思います。

○青島委員長 介護施設の建設が予定されているものを見込んでいるという部分について、狂っちゃうから、予定されている部分が、そのとおりになるように、業者といいますか、事業主に対して要請するというような言い方でいいですね。

○松本委員 まとめると、これだけ要は繰越金がふえたよと。その中には、使うであろうと思って予算を立てたものが、実際にはものができなくて使えなかったらということになると、今、杉田委員が指摘されたようなこともその中に入っているわけだよな。だから、そういうことについては、やっぱり、せっかくこっちでは受け入れしようと思っているのを、やっってくださいと言っているやつが、相手の都合によってずらしちゃったじゃさ、予定も予定でなくなっちゃうと、だから、そういう面で、ちょっと強い指導をしたほうがいいんじゃないかなって、そういうことです。

○杉田委員 今の介護施設の関係、関連なんですけど、介護度3以上じゃないと原則的には特養には入れないということ。私、何かで質問して、紙で、ペーパーで一応もらって、介護度3になっていない人でも特養に入れた例がこういうふうにありますよというのを

書いていただきました。そうなんだというのがわかりましたけど、特養で、自分の母親もそうだったんだけど、当時、もう5年ぐらい前だったかな、そのときに待機者が、その前のときには400人ぐらいって言われていたのが、300人になりました、200人ぐらいになりましたって。ダブってあちこち要請しているもので、その人が亡くなると、それが人数が減っていくんだというのがわかるんだけど、今、現実問題、特養に入りたいけど入れない待機という人、人数は、どのくらいになっていますか。

○山本介護保険課長 平成30年1月1日現在の数字になりますけれども、焼津市内で、もう特養にすぐに入らないと困ってしまう、生活が立ち行かないよというような急ぎ入所の必要がある方は43名ということでした。

○杉田委員 いいです。

○秋山委員 103ページで、認定調査職員給与費、歳出で792万9,000円とあります。これは、職員数が2人ふえたということで、この増額でいいんですか。

○山本介護保険課長 そのとおりです。今年度、認定調査の担当の職員が1名ふえましたので、その分を補正したものです。

○秋山委員 104ページ、105ページを見ますと、職員数2名というふうに増加というふうになっているので。

○山本介護保険課長 申しわけありません、中途もありますので、2名で。

○秋山委員 ここの認定が非常に混んでいるという話は、ケアマネさんからも聞いていたりするんですけども、ここで職員の方、ふえたというその背景を教えてください。

○山本介護保険課長 秋山委員のおっしゃるとおり、平成27年度ぐらいから、ちょっと認定調査のほうが少し事務がおくれておまして、平成29年度、すごく状況が悪くなってしまいました。そちらのほうを通常の状態に回復させるためには、やはり正規職員が必要ということで増員をしていただきました。

あと、それから、嘱託の調査員のほうも増員をいたしまして、現在認定のほうは、ほぼ正常に戻りつつあります。

ただ、これから冬場が来ますので、ちょっと申請の件数等もふえますので、まだ予断を許しませんので、安定した稼働ができるまで体制を増員体制でやっていきたいと思っております。

○秋山委員 ありがとうございます。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 この3年間分の、1期3年間分の予算を組むというときに、あれもあるだろう、これもあるだろうといろんなことを予想しながら介護保険料というのを設定していくんだと思うんだけど、やはり、これだけの基金への積み立てというのが出てきたということからすると、これはやっぱり途中経過での指導だとか、そういうものもあるのかもしれないし、見積もり違いとか、そういうことが、この金額の積み立て金額の3億2,000万円ですか、こういう金額になったと私は思います。やはり、これは、見積もりのところで多く見積もり過ぎたんじゃないかなということで、私はこれは賛成できません。

◇採決の結果、議第74号「平成30年度焼津市介護保険特別会計補正予算（第1号）案」は

賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 議第81号「焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について」及び議第82号「焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。（異議なし）

それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 前回、管理料との差額は幾らかということ、それから、管理料増減の理由は、どのように確認しているのか、また、消費税率の引き上げが実施された場合、どのように対応するという決めているのか教えてください。
- 石川地域福祉課長 委員のございました前回との比でございますが、総合福祉会館につきましては、平成26年から平成30年に当たりましては3億8,875万8,000円となっております。これに対し、今度のものは4億1,799万1,000円。

大井川福祉センターでございますが、前は2億4,463万1,000円に対し、今回は2億5,778万8,000円という形になっております。

金額のふえた根拠ということでございますが、今、委員のおっしゃったとおり、消費税の値上げが来年度途中からふえますので、そちらのほうは全部加味している、増額の中の要因としては、消費税の増額もこの中に入っております。

一番大きいものとしましては、この委託料の中で、全体の8割弱、75%から6%ぐらいが実際には光熱水費や補修関係の業務委託を再委託するんですが、そういった経費がほとんどでございます。当然それが全部消費税の値上げにも影響しているものでございます。

あと、総合福祉会館が開館したのが平成15年、大井川福祉センターが平成12年という形で、それぞれに経過年数が経過しておりますので、修繕費等についても、何かが少し軽微な修繕が発生したものは即対応できるような形で、ある程度は膨らませているような形で、修繕費のほうもふえております。

以上でございます。

- 秋山委員 そうしたら、もう少し指定管理のことで、参考資料のほうで見せていただいたんですけども、参考資料の10、11、12、13、ここで審査の項目がありまして、それぞれ得点が出されています。この60点代というのも幾つかあったりするという、この審査なんですけれども、これの指摘、得点が低い項目などの具体的な指摘を契約を交わすときに指定管理者に伝えて、より改善を求めるといようなことはしているのかどうかということですね、それが1つ。

それから、あと、この福祉会館、2つの福祉の関連の会館なんですけれども、仕様書を見ると、地震とか津波、火災に対する行動マニュアルを作成し、常に対応する体制を整備することというのがあると思います。これも、それなりに評価して、この契約をしたいということだと思っておりますけれども、具体的に行動マニュアルがあればいいのか、または、実際に対応できる体制まできちんと求めているのかとか、そのあたりがちょっと

と不安なところもあるので、それはどのように契約に当たって考慮されているのか教えてください。

- 石川地域福祉課長 点数につきましては、総合福祉会館の評価点が739点、大井川福祉センターが740点という形で、合格基準が600点という形ですので、評価的には、それほど低い評価ではないと私は思っております。

実際には、そこの経過で、選定委員会の中で、受ける受託者に対する質問の中には、社会福祉協議会としての母体に影響がないかとか、そこの会計上の明確化されているかとか、そういった指摘がございました。これについては、前回の選定の際も出ておりますので、外部監査を導入したりとか、そういったものも含めて明確にされていると、そういったようなお話をした、そこの指摘は覚えております。

今、お話のあった防災関係のマニュアルは、これはもう前からできてはいるんですけど、じゃ、それが実際に沿った形のものになっているかというお話なんですけど、津波だけではないものですから、防災訓練、例えば火災であるとかそういったものについては、毎年、もちろん消防法の基準もあるんですけど、前回、ここの総合福祉会館だけではなくて、福祉ゾーンとして、隣の知的障害施設や慈恵園であるとか、もう少し離れたところに精神の暁という高風会の施設があるんですけど、全てを含めた訓練というのをこの間行って、ちょうど消防の日にあわせて消防本部と連携して避難的な訓練であるとか、そういったものをまた定期的実施しております。

以上でございます。

- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第81号「焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について」及び議第82号「焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 青島委員長 議第83号「焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 秋山委員 先ほどの2件の指定管理のほうとちょっと共通するところもあるんですけども、この慈恵園さんのものについても、消費税について、これはどのようなルールになっているのか、詳しく教えてください。

これは、限度額については老人福祉法の規定によりということになっているので、人数、受け入れ、利用者といいますか、それによってとか、規模によってとか、そういう細かな計算式があると思うんですけども、消費税についてはどのようにしているのかということをお願いしたいと。

それから、この慈恵園さんについては、さきの福祉会館、福祉センターが8割が光熱水費っておっしゃっていましたがけれども、慈恵園さんの場合は、もう少しコストといいますか、その配分が人的なところに負っているところが多いのではないかなというふう

に思います。

それで、スタッフの構成もあつたと思うんですけど、正規の方が11、臨時の方が10という体制で、それが平成29年3月の記録であつたんですけども、こういった指定管理料、そのところに、今回、議会の一般質問でも、こういった非正規の方の例えば経年による加算だとかそういったもの、または研修等の充実などが配慮された内容になっているのかどうかということも、やはりサービスの質を落とさないという意味ではすごく大事だと思うので、その辺どのように、この契約に当たって配慮されているのか教えてください。

○落合地域包括ケア推進課長 まず、消費税の関係ですけれども、今回もちろん老人福祉法の基準に沿って出すんですけども、その基準額につきましては、消費税相当分については上乗せをしたものを考えております。

それから、人的なものでございますが、もちろん老人福祉法のほうの決められた基準がございますけれども、今回十分基準を満たしております、さらに、それ以上に配置をしていただいているということでございますので、その辺についても配慮したものにさせていただいていると思います。

焼津福祉会さん、比較的大きな法人さんでございますから、法人全体として研修等も実施していただいておりますし、人員につきましても、異動等で経験のある方とか、もうある程度配慮していただいているということで考えておりますので、十分なサービスの提供の体制にはつながっているというふうに考えております。

○秋山委員 一昨年でしたか、利用者さんが刃物でという事件があつたかと思っておりますけれども、そのやっぱり職員さんも、すごく利用者さんも含めてですけれども、ダメージといいますか、そういったケアなんかも、そうすると、福祉会さんのほうできちんとされたというふうに何か把握していることがあれば教えてください。

○落合地域包括ケア推進課長 私も事件当時いみせんですが、その後の記録を見ますと適切に対応した記録が残っておりますし、また、ほかの県の事件の関係ですけど、外部の方が入ってきたりしたときの対応とか、もう既にマニュアルとか作成をしております、そういった意味では、法人さんの体制がしっかりしていることもあるかもしれませんが、いろんな面でそういった体制に整えていますし、職員さんの精神的なケアについても、焼津福祉さんのほうで実施をされております。

○秋山委員 了解。

○杉田委員 審査項目の中で、団体の経営状態というのがあります。これが、ほかのところを見ると、大きな差ということじゃないんですけど、大体6割、先ほどの及第点が6割ぐらいだというふうに言ったんですけど、これはほぼ6割ぐらいなんです。ほかのところは大体7割近く、あるいは7割以上というところが多いんですけど、ここについては、何か委員の方からのコメントとかそういうのというのはありましたか。

○落合地域包括ケア推進課長 収支計画につきましては、当然その団体さんのほうでつくっていただくことなんですけれども、入所者の人数が減ってきますと、やはり委託料自体も少なくなっている点がありますので、その辺については配慮をしてほしいよということは委員の意見としてはありました。

○杉田委員 了解、いいです。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第83号「焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。

市民部所管の議案の審査に入る。

議第68号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第68号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第6号)案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第70号「焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 今の61ページのところの滞納整理費、これ、あくまでも人的なものですよね。これは、一応滞納している人に対して督促が行ったりとか何とか、そういう担当の人ということでもいいのかな。

○榎田納税促進課長 先ほど言いました調査業務等の委託料の減額になるんですけれども、これにつきましては、預金調査であるとか、あと、給与調査、あと、実態調査といいまして、例えば転出をした方の他市町村への調査業務を派遣会社に委託をしまして、それで人材を市役所に配置して、そのような業務をやっていただいたというところでございます。

○杉田委員 今、言われたの、転出された方の未納分だったとか、そういうものについての調査をして、滞納した人だったら、これだけあるじゃないのと、ちゃんと頂戴よというそういう請求業務だとか、そういう内容だけなんですか。それとも……。

私が聞きたいのは、人が滞納するにはいろいろ理由があると思うんですよ。私が今言った通帳がどうのこうのだとか、個々によっていろんな実態が違うと思うんだけど、そういうものによって、人のその滞納についての対策というのは、どうしたらいいのかという、そういうものまで一応提案、こういう状態だったからこうですよというのを、ただ報告するだけで、その人が判断するわけじゃないですよ。だから、その人の業務の範囲がここまでで、その結果、滞納整理機構まで行くのがあるのかどうかかわからないけど、滞納者というのは、大体どのぐらいあったのかというのは、わかります。

- 榎田納税促進課長 まず、業務の範囲なんですけれども、その業務は、先ほど言ったとおりに調査をするだけです。
- 杉田委員 調査だけ。
- 榎田納税促進課長 はい、この業務については。
- 杉田委員 転出だけじゃないよね、転出。
- 榎田納税促進課長 ええ、先ほど申しましたとおり、滞納者の方の預金調査であるとか、あと、給与の調査であるとか、あと、今おっしゃられた転出した方の場合は、転出先への、例えば住所であるとか、そういったものの調査をすると、そういう業務に限られます。
- それと、あと、もう一つの滞納者の人数。
- 杉田委員 要は、この人が、いろいろ調査をした人が、ふえたのか。
- 何人の調査員がいるのかちょっとわかりませんが、この人が調査をすることによって、いろんな対策だとか対応が変わってくると思うんですけど、この調査するというのは、大体滞納された方というのは、滞納された方については多分全部調査すると思うんですよ。その滞納されている方というのは国保加入者、この前の深田議員の一般質問の中でも3万3,000人ぐらいだというふうに聞いてはいるんですけど、そうですね。
- 1万何千世帯だったか、その中のどのくらいの方が、この調査を受けられているんですか。
- 榎田納税促進課長 それでは、この方々が調査をやった件数、これが……。
- 杉田委員 何人ぐらいでというのが、ちょっとわかりませんが。
- 榎田納税促進課長 ええ、延べになりますけれども、毎月……。調査員は、1人です。
- ほかにも、ほかの予算でもって調査をやる者はおりますけれども、また正規職員もやるものもありますけれども、この方がやった調査件数は、毎月、平成29年度においては967件と。
- 杉田委員 毎月。
- 榎田納税促進課長 ええ、そうです。
- 村松副委員長 延べでしょう。
- 榎田納税促進課長 延べです。例えば、1人の方が何とか銀行、何とか信用金庫、何とか……。そういうのは、それぞれ件数をカウントします。なので、1人でも12件とかそういう形になる。延べ件数ですけども、毎月、一月で967件。ですから、そういう実際に調査をした件数というのは、1万2,000とかそのぐらいになっております。
- 以上です。
- 橋ヶ谷保険年金課長 今回の質疑に関しまして、杉田委員のほうから、深田議員の一般質問ということで、繰り返しになりますけど、一応補足説明ということで、平成29年度時点で滞納世帯数としましては2,212世帯。そういった状況の中で、今、納税促進課長のほうから委託にかかる分の数字のほう、お答えをさせていただいた状況でございます。
- 秋山委員 今のお話、もう一度確認の意味で教えていただきたいんですが、今回、つまり1,136万9,000円減ということですよ、トータル。この再任用の方がこの調査の仕事をするので、それまでは委託でしていたものを委託料がかからなくなったというふうに、ということですよ、これは。委託料の減額は298万1,000円というのは、わかっていますけれども、それで、職員の異動だとかというのは、一般管理職のこの全体のことなん

ですけど、一般管理職の給与費がマイナス573万7,000円とかもありますけれども、これら等も異動によってこうなったということですよ。体制が、人数の増減ということではなく、ということでもいいんですね。

○橋ヶ谷保険年金課長 今、秋山委員の御質疑ですけれども、一般管理職員給与費、こちらで言うと、給付担当になりますけれども、そちらのほうの職員、4月に異動に伴いまして人の入れかえ等がありますので、それに伴って給与が500万円程度減りました。

具体的には、育児休業の職員が1人出ましたので、その分が減ったという内容になっております。

2つ目が賦課徴収職員給与費のほうの265万1,000円につきましては、人数がそのままでの入れかえがありましたので、課でいうと、ちょっと全体的に給与水準が落ちていたと。いわゆる低い方が来たという内容です。

あとは、滞納整理につきましては、先ほど納税促進課長のほうから説明がありましたけれども、委託でやっていた部分を再任用職員が受け継いだということで、委託料が減ったというような内訳となっております。

以上です。

○秋山委員 わかりました。ありがとうございます。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第70号「焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会(11:44)